

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・保安林の指定	林 政 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出(3件)	経 営 支 援 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 有明海自動車航送船組合公告	
・有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表	有明海自動車航送船組合
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施(2件)	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第750号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年11月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 保安林の所在場所
南松浦郡新上五島町桐古里郷字丸山123の1・124の1・126の6(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、123の21、123の30、123の43
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出(公告)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス新福田店
長崎県長崎市大浜町1594番 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更の年月日
令和4年11月15日

2 届出年月日

令和4年11月14日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス新福田店
長崎県長崎市大浜町1594番 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）ダイレックス新福田店
（変更後）ダイレックス新福田店
- (4) 変更の年月日
令和4年11月14日

2 届出年月日

令和4年11月14日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ時津店

長崎県西彼杵郡時津町元村郷字打坂1191番地1 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田 一馬

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(4) 変更の年月日

①令和4年6月29日、平成26年6月26日

②令和元年9月25日

2 届出年月日

令和4年11月14日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び時津町産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、大村市長から公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年11月29日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

大村市全域

令和4年11月25日から
令和6年3月31日まで

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和4年11月29日

有明海自動車航送船組合
管理 者 栗林 堅一郎

1 有明海自動車航送船事業の令和4年度上半期（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数154,118台、車両収入379,931,110円、同乗旅客数124,598人、同乗旅客収入49,065,260円、一般旅客数28,598人、一般旅客収入12,321,080円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数32,385台（26.6%）の増、車両収入70,722,080円（22.9%）の増、同乗旅客54,025人（76.6%）の増、同乗旅客収入19,888,120円（68.2%）の増、一般旅客数3,594人（14.4%）の増、一般旅客収入1,544,900円（14.3%）の増となる。

(2) 職員数（令和4年9月30日現在）

一般職員 9人
船舶職員 11人
合 計 20人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 規則

○ 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(4) 議会議決事項

なし

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1
イ 貸借対照表 別表2

2 令和3年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

令和3年度のがわ国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、公的支援による経済活動の下支えが民間需要を回復させるとともに、ポストコロナの新しい社会の実現を指針とした政策が実施されたことで、経済の底打ち状態からの反動による部分的な景気高揚もみられた。

このような状況のもと、組合においては船客室と待合室等にアルコール消毒液及びサーマルカメラ検温システムの設置、客室の換気など、お客様に安心して利用していただけるよう感染予防対策に努めたことやワクチン接種の普及により、輸送台数は前年度より増加したものの、コロナ禍前と比較すると約7割にとどまっている。

費用については、世界的なワクチン接種の普及と経済活動の再開による原油価格高騰に伴い、燃料費と資材価格が高騰しており、厳しい状況ではあったが、輸送台数の減少に応じたダイヤ編成による省エネ運航の実施、その他経費の節減などに努めることで、支出を抑えることができた。

(1) 令和3年度決算報告書	別表3
(2) 令和3年度損益計算書	別表4
(3) 令和3年度貸借対照表	別表5
(4) 令和3年度企業債及び一時借入金の概況	別表6
(5) 令和3年度固定資産明細書	別表7

別表1

令和4年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書

(令和4年4月1日から令和4年9月30日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	401,197,684		
	(2) 運航雑入	<u>1,691,525</u>	402,889,209	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	2,645,764		
	(2) 運航経費	323,614,528		
	(3) 運航管理費	<u>120,691,717</u>	<u>446,952,009</u>	
	営業損失			44,062,800
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	0		
	(2) 他会計補助金	87,574,636		
	(3) 長期前受金戻入	55,437,000		
	(4) 雑収入	<u>1,654,983</u>	144,666,619	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑損失	0		
	(3) 雑支出	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>144,666,619</u>
	経常利益			<u>100,603,819</u>
	当期純利益			100,603,819
	前年度繰越利益剰余金			<u>63,911,685</u>
	当期末処分利益剰余金			<u>164,515,504</u>

別表2

令和4年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表

(令和4年9月30日)

単位：円

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
	(1) 有 形 固 定 資 産		
	イ 船 舶	3,246,415,317	
	減価償却累計額	<u>2,255,790,608</u>	990,624,709
	ロ 土 地		12,163,141
	ハ 建 物	762,632,208	
	減価償却累計額	<u>398,970,442</u>	363,661,766
	ニ 構 築 物	235,178,370	
	減価償却累計額	<u>213,995,558</u>	21,182,812
	ホ 機 械 装 置	1,293,000	
	減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650
	ヘ 備 品	38,496,560	
	減価償却累計額	<u>31,475,568</u>	<u>7,020,992</u>
	有形固定資産合計		1,394,718,070
	(2) 無 形 固 定 資 産		
	イ 電 話 加 入 権		757,600
	ロ その他無形固定資産	<u>0</u>	
	無形固定資産合計		757,600
	(3) 投 資		
	イ 投資有価証券		0
	ロ 出 資 金	<u>30,020,000</u>	
	投資合計		<u>30,020,000</u>
	固定資産合計		1,425,495,670
2	流 動 資 産		
	(1) 現 金 預 金		2,033,122,653
	(2) 未 収 金		4,877,531
	(3) 前 払 金		100,000
	(4) その他流動資産	<u>29,152,637</u>	
	流動資産合計		<u>2,067,252,821</u>
	資 産 合 計		<u>3,492,748,491</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 長期借入金	54,552,000	
(2) 引当金		
イ 退職給付引当金	199,265,312	
ロ 修繕準備引当金	<u>3,743,853</u>	
固定負債合計		257,561,165

4 流 動 負 債

(1) 長期借入金	27,272,000	
(2) 未払金	25,255,005	
(3) 預り金	34,163,309	
(4) 引当金		
イ 賞与引当金	0	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		87,690,314

5 繰 延 収 益

(1) 長期前受金	1,745,621,577	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>997,590,069</u>	
繰延収益合計		<u>748,031,508</u>

負 債 合 計

1,093,282,987

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	100,000,000	
ハ 建設改良積立金	269,000,000	
ニ 当期未処分利益剰余金	<u>164,515,504</u>	
利益剰余金合計		<u>533,515,504</u>
剰余金合計		<u>543,815,504</u>

資 本 合 計

2,399,465,504

負 債 資 本 合 計

3,492,748,491

別表3 令和3年度決算報告書

1 収益的収入及び支出
収入

区分	予 算 額				決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 事業収益	円 1,092,702,000	円 0	円 0	円 1,092,702,000	円 1,087,624,440	円 △ 5,077,560	
第1項 営業収益	978,345,000	0	0	978,345,000	781,326,691	△ 197,018,309	(うち、仮受消費税及び地方消費税 71,014,412円)
第2項 営業外収益	114,357,000	0	0	114,357,000	306,195,861	191,838,861	(うち、仮受消費税及び地方消費税 71,014,412円)
第3項 特別利益	0	0	0	0	101,888	101,888	392,859円)

支出

区分	予 算 額						決算額	地方公 営企業法第26 条第2項の規 定による繰 越額	不 用 額	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公 営企業法第24 条第3項の規 定による支 出額	小 計				
第1款 事業費	円 1,089,325,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,089,325,000	円 0	円 1,089,325,000	円 30,236,314	
第1項 営業費用	1,064,451,000	0	0	△ 4,200,000	0	1,060,251,000	0	1,060,251,000	47,177,087	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 59,138,924円)
第2項 営業外費用	24,874,000	0	0	4,200,000	0	29,074,000	0	29,074,000	△ 16,940,773	(うち、 差引納付額 28,643,100円)
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第4項 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

2 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決算額	予算額に 比べ決算 額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費連次繰 越額に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円	494,000	494,000	円	円	円	円	
第1項 補助金	0	494,000	494,000	0	0	779,000	285,000	
第2項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	779,000	285,000	(仮受消費税及び地方消費税 0円)

支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			備 考		
	当 初 予算額	補 正 予算額	予 備 費 支出額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 連次繰 越額	合 計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額		計	不 用 額
第1款 資本的支出	円	494,000	494,000	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 建設改良費	46,272,000	494,000	450,000	0	46,766,000	0	0	38,238,120	0	0	8,527,880	
第2項 長期借入金償還金	17,000,000	494,000	0	0	17,944,000	0	0	10,966,120	0	0	6,977,880	(仮払消費税及び地方消費税 996,920円)
第3項 予備費	27,272,000	0	0	0	27,272,000	0	0	27,272,000	0	0	0	
	2,000,000	0	△ 450,000	0	1,550,000	0	0	0	0	0	1,550,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額37,459,120円は、過年度分損益勘定留保資金36,462,200円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額996,920円で補填した。

別表4

令 和 3 年 度 損 益 計 算 書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	705,732,593		
	(2) 運航雑入	<u>4,579,686</u>	710,312,279	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	5,188,963		
	(2) 運航経費	683,933,645		
	(3) 運航管理費	<u>264,812,381</u>	<u>953,934,989</u>	
	営業損失			243,622,710
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	35,999		
	(2) 他会計補助金	190,294,555		
	(3) 長期前受金戻入	110,844,663		
	(4) 雑収入	<u>4,627,785</u>	305,803,002	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑損失	0		
	(3) 雑支出	<u>17,371,673</u>	<u>17,371,673</u>	<u>288,431,329</u>
	経常利益			44,808,619
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	<u>101,888</u>	<u>101,888</u>	<u>101,888</u>
	当年度純利益			44,910,507
	前年度繰越利益剰余金			<u>19,001,178</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u>63,911,685</u>

別表5

令和3年度貸借対照表

(令和4年3月31日)

単位：円

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
イ	船 舶	3,246,415,317	
	減価償却累計額	<u>2,185,742,172</u>	1,060,673,145
ロ	土 地		12,163,141
ハ	建 物	762,632,208	
	減価償却累計額	<u>391,464,495</u>	371,167,713
ニ	構 築 物	235,178,370	
	減価償却累計額	<u>212,954,764</u>	22,223,606
ホ	機 械 装 置	1,293,000	
	減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650
ヘ	備 品	38,496,560	
	減価償却累計額	<u>30,652,275</u>	<u>7,844,285</u>
	有形固定資産合計		1,474,136,540
(2)	無 形 固 定 資 産		
イ	電 話 加 入 権		757,600
ロ	その他無形固定資産	<u>0</u>	
	無形固定資産合計		757,600
(3)	投 資		
イ	投資有価証券		0
ロ	出 資 金	<u>30,020,000</u>	
	投 資 合 計		<u>30,020,000</u>
	固 定 資 産 合 計		1,504,914,140
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金		1,930,215,224
(2)	未 収 金		7,083,525
(3)	前 払 金		0
(4)	その他流動資産	<u>1,000,000</u>	
	流 動 資 産 合 計		<u>1,938,298,749</u>
	資 産 合 計		<u>3,443,212,889</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 長期借入金	54,552,000	
(2) 引当金		
イ 退職給付引当金	199,265,312	
ロ 修繕準備引当金	<u>3,743,853</u>	
固定負債合計		257,561,165

4 流 動 負 債

(1) 長期借入金	27,272,000	
(2) 未払金	38,599,927	
(3) 預り金	1,089,531	
(4) 引当金		
イ 賞与引当金	15,360,073	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		83,321,531

5 繰 延 収 益

(1) 長期前受金	1,745,621,577	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>942,153,069</u>	
繰延収益合計		<u>803,468,508</u>
負債合計		1,144,351,204

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	100,000,000	
ハ 建設改良積立金	269,000,000	
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>63,911,685</u>	
利益剰余金合計		<u>432,911,685</u>
剰余金合計		<u>443,211,685</u>

資 本 合 計 2,298,861,685

負債資本合計 3,443,212,889

別表6

令和3年度企業債及び一時借入金の概況

単位：円

区 分	期 首 未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 資 金	0	0	0	0
公 庫 資 金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

② 一時借入金 なし

別表7

令和3年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額		年度末償却未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額		
船舶	3,239,194,317	7,221,000	0	3,246,415,317	139,649,572	0	2,185,742,172	1,060,673,145
土地	12,163,141	0	0	12,163,141	0	0	0	12,163,141
建物	760,591,008	2,041,200	0	762,632,208	14,962,292	0	391,464,495	371,167,713
構築物	235,178,370	0	0	235,178,370	3,086,998	0	212,954,764	22,223,606
機械装置	1,293,000	0	0	1,293,000	0	0	1,228,350	64,650
備品	37,789,560	707,000	0	38,496,560	1,872,012	0	30,652,275	7,844,285
計	4,286,209,396	9,969,200	0	4,296,178,596	159,570,874	0	2,822,042,056	1,474,136,540

(2) 無形固定資産

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度減価償却高	年度末現在高	備考
電話加入権	757,600	0	0	0	757,600	
その他無形固定資産	0	0	0	0	0	
計	757,600	0	0	0	757,600	

(3) 投資

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備考
有明フェリー振興(株)	30,000,000	0	0	30,000,000	
島原観光ビューロー(株)	20,000	0	0	20,000	
計	30,020,000	0	0	30,020,000	

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年11月29日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学附属図書館 入館システム一式

(2) 調達物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123

長崎県立大学佐世保校附属図書館2階

〃

研究棟2階情報システム室

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校図書館1階

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和4年11月29日現在で有している者であること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(4) この公告の前日において、本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内におく中小企業者であること。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）は、この公告の日から4に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有している者は競争入札参加資格審査申請書に長崎県の資格審査結果通知書、誓約書及び委任状を添え、4の部局へ提出すること。

② 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有していない者は、競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添え、

4の部局へ提出すること。

- ・誓約書
- ・委任状
- ・営業概要書
- ・法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ・個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ・県税に関し未納がないことを証する証明書
- ・消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ・印鑑届（様式第2号）
- ・口座振替申込書（様式第3号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格提出日より3月以内に発行されたものに限る。

審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

- (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先、提出期限
4の部局とする。
（提出期限）令和4年12月15日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
（名称）長崎県立大学佐世保校図書グループ
（電話）0956-47-5958
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付期間及び場所
（期間）この公告の日から令和4年12月6日17時00分までの間（大学の休日を除く）
（場所）4の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、4の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 同等品承認願の提出場所及び期限
（提出場所）4の部局とする。
（提出期限）令和4年12月9日17時00分
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札・開札の場所及び期日等
（場所）長崎県立大学佐世保校附属図書館1階 国際交流室
（期日）令和4年12月22日 13時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年11月29日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校附属図書館多目的ホール映像音響機器一式

- (2) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (3) 納入期限
令和5年3月24日
- (4) 納入場所
長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校附属図書館1階 多目的ホール
- (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) ア又はイに該当する者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和4年11月29日現在で有している者であること。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の前日において、本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内におく中小企業者であること。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

- (1) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）は、この公告の日から4に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。
- (2) 申請書の提出方法
 - ① 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有している者は競争入札参加資格審査申請書に長崎県の資格審査結果通知書、誓約書及び委任状を添え、4の部局へ提出すること。
 - ② 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有していない者は、競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添え、4の部局へ提出すること。
 - ・誓約書
 - ・委任状
 - ・営業概要書
 - ・法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - ・個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

- ・ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ・ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ・ 印鑑届（様式第2号）
- ・ 口座振替申込書（様式第3号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格提出日より3月以内に発行されたものに限る。

審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

- (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先、提出期限
4の部局とする。

（提出期限）令和4年12月15日17時00分

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県立大学佐世保校図書グループ

（電話）0956-47-5958

- 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

- 6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和4年12月6日17時00分までの間（大学の休日を除く）

（場所）4の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、4の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

- 7 同等品承認願の提出場所及び期限

（提出場所）4の部局とする。

（提出期限）令和4年12月9日17時00分

- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札・開札の場所及び期日等

（場所）長崎県立大学佐世保校附属図書館1階 国際交流室

（期日）令和4年12月22日 10時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

- 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

- (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

- 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできな

い。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
弥ト